

2007年11月1日

第4回介護保険料の在り方等に関する検討会
検討事項についての意見

沼尾 波子

1. 「税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置の取扱について（中間意見）（案）」について

- 介護保険料の激変緩和措置について継続を可能とする政令改正を行うことは、現状を考えるならばやむをえないものと考えます。
- 保険制度の考え方たてば、激変緩和措置を継続した場合の保険料収入の減少については、保険者ごとの対応になると思います。ただ、国の制度変更が自治体の事業計画に影響を与えていた点を含めて、今後の保険料制度を検討するためにも、問題課題を整理しておく必要があると考えます。
- 21年度の新たな多段階設定の検討は、第1号被保険者の間で負担能力に応じた負担方法を模索することに繋がるわけですが、「保険料」によってこうしたいわゆる所得再分配機能を効かせることをどう考えるかが（今後の）課題ともいえます。

2：今後の介護保険料制度について

- 激変緩和はあくまでの暫定的な措置であるとすれば、保険料負担の見直しについては、抜本的な見直しと制度構築が検討されるべきで、今後の議論に期待します。
- その際に、保険料設定について、国の基準で規定するものと、自治体の裁量の範囲について、考えておく必要があります。
- 以後の検討においては、その手順や手続き、スケジュール等について、慎重な議論ができるよう、ご検討をいただければ幸いです。

以上

※第4回検討会には所用のため出席が叶いません。申し訳ございませんが、文書で意見を提出させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。